

○財務省告示第四百四十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号の規定に基づき、平成三十一年度における第二号に係る輸入基準数量及び同年度における第二号に係る協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成三十一年五月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

1 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号に規定する第二号に係る輸入基準数量は、平成三十一年度につき、平成二十九年における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量とし、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

三十一万六千六百六十五トン

二 冷凍牛肉

三十五万二千六百八十三トン

2 関税暫定措置法第七条の五第一項第二号に規定する第二号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成三十一年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

十七万三千二百五十一トン

二 冷凍牛肉

十三万六千七百七十五トン